

## 議案第9号

清水町の休日に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和4年3月11日提出

清水町長 阿部 一 男

清水町の休日に関する条例の一部を改正する条例

清水町の休日に関する条例（平成2年清水町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第3号中「12月31日から翌年の1月5日までの日」を「12月29日から翌年の1月3日までの日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。